

県内の森林の土地取引を行う場合は、 30日前までに県への事前届出が必要です！

〈問い合わせ〉県農林水産部 森林整備課 森林計画班 ☎ 096(333)2441



●森林の所有権等移転に関する事前届け出制度とは？

県では、不適切な森林伐採や開発を未然に防ぎ、豊かな森林を次の世代に引き継ぐことを目的として、令和8年3月に「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」を公布しました。この条例に基づき、森林の土地取引を行う場合、契約を行う30日前までに県に届け出をする必要があります。

●届出の対象となるのは？

- ・届出の適用の対象となるもの：令和8年10月1日以後に契約したもの
- ・対象となる森林：県内の地域森林計画対象民有林（対象区域かどうかは、県ホームページ内の「熊本県森林オープンデータマップ」で確認できます。）
- ・対象となる契約：贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用賃借権に関する契約、賃貸借に関する契約
- ・対象とならないケース：相続に伴う所有権等移転、契約当事者が国または地方公共団体などである場合、地上権設定を伴わない立木売買 など
- ・勧告などについて：虚偽の届出、立入調査を拒んだ場合などは勧告を行います。勧告に従わなかった場合は、氏名や勧告の内容を公表する場合があります。

●届出の内容は？

- ・氏名、住所（売主・買主など）
- ・土地の所在、面積
- ・権利の種別、内容
- ・移転等後の利用目的
- ・契約締結予定日 など

●届出に必要な書類は？

- ・土地の位置を示す図面・土地所有権などを持つことを証する書面の写し

●届出の方法は？

- ・県のホームページから届出（電子申請）

●森林の土地取引が完了したあとは？

土地取引完了後、土地を取得した人が、森林法に基づく「森林の土地の所有者届出」や国土利用計画法に基づく「土地売買の届出」を提出する必要があります。

詳しい情報や申請方法は、県ホームページをご確認ください。



県HP

